



2018年4月26日

各位

会社名 SMK株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田靖光
(コード番号 6798 東証第一部)
問合せ先 総務部部长 木村有輔
(TEL. 03-3785-1111)

単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、2018年6月22日開催予定の第96回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、2018年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、2018年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 195,961,274 株から 19,596,127 株に変更されます。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 2018 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 19,596,127 株（併合前： 195,961,274 株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（2018 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2018 年 3 月 31 日現在）	75,000,000 株
併合により減少する株式の数	67,500,000 株
併合後の発行済株式総数	7,500,000 株

⑤併合により減少する株主数

2018 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	209 名（ 2.82%）	449 株（ 0.00%）
10 株以上	7,204 名（ 97.18%）	74,999,551 株（100.00%）
合計	7,413 名（100.00%）	75,000,000 株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 209 名（その所有株式の合計は 449 株。2018 年 3 月 31 日現在。）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」の手続きをご利用いただくことで、株式併合後も引き続き当社株主となつていただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、当該端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、2018年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2 .に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、2018年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>195,961,274株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,596,127株</u> とする。
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

2018年4月26日	取締役会(株主総会招集決議)
2018年6月22日(予定)	第96回定時株主総会
2018年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は2018年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上